

【高校生等奨学給付金の資料配付をご希望の方へ】

※資料配付を希望される場合は、7月11日（金）までに、
「資料配付希望調査票」を事務室宛てにご提出ください。

授業以外の 教育費負担を軽減。

高校生等 奨学給付金

授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、
生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

対象世帯
(申請資格有)

- ・生活保護世帯 ・住民税所得割が非課税の世帯
- ・家計が急変して非課税相当になった世帯

令和7年度の給付額	
世帯状況	給付額（年額）
生活保護受給世帯	3万2,300円
非課税世帯	14万3,700円

家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握するため、申請案内については高等学校等就学支援金と同様、対象を限らず保護者の皆様に広く周知させていただくこととしています。保護者の皆様におかれては、上記の高校生等奨学給付金の申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は「資料配付希望調査票」（本紙下部）により申し出ていただくようお願い致します。尚、申請案内を希望されない場合は希望調査票の提出は不要です。

■問い合わせ 西宮北高等学校・西宮苦楽園高等学校 早野 TEL 0798-71-1301

資料配付希望調査票

年 組 番 生徒名

高校生等奨学給付金について

- ☐ 通常分の申請書類の配付を希望します。
- ☐ 家計急変分の申請書類の配付を希望します。

申請書類を希望される方は、いずれかひとつに○を記入してください。